

映画の文字抜き出しサイトの運営者ら4名と運営法人に有罪判決

2026年8月3日

権利者に無断で映画のストーリー全容を詳細に文字起こしし、関連画像とともに自社が運営するサイトに掲載したとして、2025年5月20日に著作権法違反の疑いで宮城県警察本部と南三陸警察署から送致され、その後起訴された男女4名と運営法人に対し、2026年8月3日、仙台地方裁判所で開かれた第二回公判において、それぞれ以下の有罪判決が言い渡されました。

- 会社経営者 A 懲役2年、3年間執行猶予、罰金100万円
- 従業員 B 懲役1年、2年間執行猶予
- ライター C 罰金50万円
- ライター D 罰金30万円
- 運営法人 罰金100万円

7月24日に開かれた初公判において、男女らは起訴内容を認めました。また、捜査や公判を通じて、共謀して組織的に著作権侵害行為を行い、営利目的で当該サイトを運営していた実態が明らかになりました。

本件は、宮城県警察本部および南三陸警察署による捜査を経て立件されたもので、法人についても著作権法違反で送致・起訴された極めて珍しい事案です。CODAは、被害権利者の取りまとめなどを行い、本件捜査に協力しました。



サイトの記事ページ（一部画像加工）

映画などのストーリーの最初から最後までの内容を詳細に文字で掲載・公開する行為は、作品を鑑賞しなくても内容をほぼ理解できる状況を生み出し、正規サービスの利用やコンテンツに正当な対価を支払う意欲を低下させるなど、コンテンツ産業へ深刻な影響を及ぼします。これらの行為は、適法な引用の範囲を超える明らかな著作権侵害に該当するものです。

なお、本件と同種の文字抜き出しサイトを運営し、著作権法違反の疑いで逮捕・起訴された男性に対しては、2026年4月16日に懲役1年6カ月（執行猶予4年）、罰金100万円を併科する有罪判決が言い渡されています。また、同サイトに掲載された記事を作成していたライターの男性についても、2025年7月16日に罰金50万円の有罪判決が言い渡されています。

CODAは、本件における有罪判決が、こうした悪質な著作権侵害に対する強い警鐘となり、同様の侵害行為の抑止に繋がることを期待します。また、このようなサイトの利用は、侵害行為による運営者の広告収益を支えるだけでなく、コンテンツを創作する権利者の利益や文化の健全な発展を損なうことにも繋がります。作品は正規ルートを通じて楽しむことの重要性について、広く社会に理解が深まることを期待しています。

CODAでは、今後も日本コンテンツの保護と健全な正規流通の促進に取り組んでまいります。

なお、この活動は経済産業省受託事業の一環として行われました。

- 参考リリース：映画の文字抜き出しサイトの運営者ら5名等を検察庁に送致

<https://coda-cj.jp/news/2397/>

- 参考リリース：映画などの文字抜き出しサイト運営者に有罪判決（2026年4月16日）

<https://coda-cj.jp/news/2742/>

CODAについて

CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）は、2002年に日本コンテンツの海外展開の促進と海賊版対策を目的として、経済産業省と文化庁の呼びかけで設立されました。音楽、映画、アニメ、放送番組、ゲーム、出版などの日本が誇るコンテンツは、日本の国際プレゼンス向上や経済成長の一翼を担っています。デジタル技術の普及が進む今日、巧妙化する著作権侵害から日本のコンテンツ産業を守り、その発展を図ることが一層重要になっています。その中でCODAは、国内外の関係政府機関、団体、企業と叡知を結集し、権利侵害への直接的、間接的な対策や広報啓発活動などに取り組むことで、オンラインを含めた海賊版の抑止や摘発に貢献しています。具体的な事業内容は <https://coda-cj.jp/activity/> から。